

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「茅ヶ崎市総合事業」という。）についてのQ&A
 （「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会（平成29年1月16日開催）」質問票より）

訪問型サービス

サービス種類	質問	回答
1 訪問型サービス	訪問型サービスA（一体型）のサービス内容が「身体介護を伴わない生活援助を中心としたサービス」とあるが、ヘルパーの声かけや配慮で、一緒に掃除や調理などを行う場合は身体介護となるか。	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号）1-6に該当する自立生活支援のための見守りの援助については、その人の置かれている状況や身体の状態でアセスメントを行い、適切なケアマネジメントで必要と判断された場合に身体介護として位置づけられます。
2 訪問型サービス	週2回のサービスのうち、1回が入浴介助や買い物同行の身体介護で、もう1回が掃除などの生活援助の場合は国基準訪問型サービスになるか、訪問型サービスAになるか。	身体介護を含むサービスの提供が必要な場合は国基準訪問型サービスとなります。ケアプランに位置付けられたサービスの報酬単位を算定することとなります。
3 訪問型サービス	事業所側から予防Ⅰは4回まで、Ⅱは8回まで、Ⅲは12回までしかサービス提供は行えないとすることは可能か。	ケアマネジメントの結果、 Ⅰ：1週に1回程度で4週以上 Ⅱ：1週に2回程度で4週以上 Ⅲ：1週に2回程度を超える（国基準訪問型サービスのみ）の訪問型サービスを必要とした場合、介護予防訪問介護の考え方と同様の包括報酬でサービスを提供します。
4 訪問型サービス	家事援助系の介護予防訪問介護から第1号訪問介護へ移行した際、既存事業所が訪問型サービスAを提供していない場合、国基準型訪問サービスを利用することは可能か。それとも他の事業者に強制的に切り替えるのか。他の事業者がない場合は利用できなくなるのか。	利用者の認定及びケアマネジメントの更新時に通所型のサービスを必要とする当該利用者の状態に応じて国基準通所型サービス又は通所型サービスAのいずれかを計画に位置付けます。
5 訪問型サービス	家事援助系の介護予防訪問介護から第1号訪問介護へ移行する際、介護予防訪問を週3回利用していた場合、第1号訪問は週2回までしか利用できないのか。	訪問型サービスAについては、週1回程度、週2回程度の包括報酬及び月3回まで及び月7回までの出来高報酬となります。
6 訪問型サービス	訪問型サービスAの対応時間について。「45分程度で考えている」ということだが、現行、時間に縛りはなく、「利用者の希望することが終了した時点」ということで、大多数の方が60分、中には90分まで対応している方もいる。その方たちに「45分で終わりにします」と言って納得されなかった時に、オーバー分を自費サービスで対応していいのか。予防訪問介護Ⅲを利用している方が、4月から「あと1回を自費でもいいから来てもらえるか」と言われたときに対応していいのか。	提供時間の目安としたものであって、適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮してください。
7 訪問型サービス	管理者について、当社では、管理者業務を2/8、介護保険のサービス業務を6/8で対応している。今後総合事業に対応すると、管理業務2/8、介護保険4/8、総合事業2/8という兼務で可能か。	管理者の兼務については、訪問介護の要件を満たすことを前提に、国基準訪問型サービスは、介護予防訪問介護と同趣旨とし、訪問型サービスAについては、業務に支障がない範囲で兼務が可能です。
8 訪問型サービス	サービス提供責任者の責務について、どの職種でも兼務できるのか。事業所内にデイサービスがあり、デイサービスの相談員が訪問介護経験者である場合、デイサービスの相談員の配置が「1」以上の日に、サービス提供責任者の兼務はできるか。	国基準訪問型サービスに配置するサービス提供責任者は介護予防訪問介護と同基準であることを留意してください。通所介護の生活相談員は「当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数」を遵守しなければならないことから、必要とする当該生活相談員の勤務時間帯にサービスA提供責任者を兼務することはできません。
9 訪問型サービス	サービス提供責任者の配置について、利用者の人数が現行相当数を超える場合に、追加で配置するサービス提供責任者は常勤でないといけないか。非常勤でも可能か。	国基準訪問型サービスの人員配置基準については、介護予防訪問介護と同基準であることに留意してください。また、訪問型サービスAのサービスA提供責任者の配置基準は常勤を要件としていません。

10	訪問型サービス	報酬関係は出来高制か。	「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会(平成29年1月16日開催)」資料P12「4 茅ヶ崎市の指定第1号事業の基準等②」に記載のとおり、訪問型サービスの算定区分は、包括報酬と出来高報酬があります。
11	訪問型サービス	当日キャンセルについて、現行では、月の定額報酬なので当日キャンセル料を頂いていない。総合事業に移行したときに、週Iプランの方が1回を当日キャンセルした場合、ヘルパーも手配しているので当日キャンセル料を頂いていいのか。	第1号事業に要する費用の額の算定の考え方は、居宅サービス及び介護予防サービスに要する費用の額の算定の考え方と同様の取り扱いとするため、包括報酬の場合、「介護制度改革 information vol.78」(平成18年3月22日)において、「キャンセルがあった場合においても、介護報酬上は定額どおりの算定がなされることを踏まえると、キャンセル料を設定することは想定しがたい」とされています。 出来高報酬の場合は、介護給付の考え方から、契約時において事業所と利用者の間で取り決められたキャンセルについての規定にもとづいて処理することになります。
12	訪問型サービス	週1回を計画したが、ニーズ変更で月途中から週2回に変更することは可能か。	包括報酬で算定していた場合は、利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されているより少ないサービス提供になること、又はその逆に傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることはあり得ますが、月途中での支給区分の変更はできません。 ただし、利用者の状況等に変化がある場合は、翌月以降ケアプランの変更を検討してください。 出来高報酬で算定していた場合は、傷病等で利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になる場合については当該月のケアプランを見直し、適切な報酬区分で行ってください。
13	訪問型サービス	予防I・II・III 共通。 プラン上の回数で包括報酬が算定されるか、実際にサービス提供をした回数になるのか。	ケアプランに位置づけられた報酬区分で算定してください。
14	訪問型サービス	処遇改善費は今まで通りに算定できるか。	介護職員処遇改善加算は算定可能としておりますが、平成29年度の介護職員処遇改善加算につきましては、現在国において拡充に係る制度改革の作業が行われております。 そのため、平成29年度分の届出につきましては、特例として4月15日(予定)までに期日が延期される見込みです。 加算の申請及び届出様式等詳細につきましては、決まり次第市からお知らせします。 介護職員処遇改善加算の通知前に、指定第1号事業の指定申請を提出していただく事業者につきましては、通知後に、別に介護職員処遇改善加算を提出ください。 ※介護保険最新情報vol.580「平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について」(平成29年1月30日) 参考
15	訪問型サービス	指定期間を、県の指定に併せて後日短縮することは可能か。	指定期間の短縮は、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間の指定について行うことができます。
16	訪問型サービス	契約書、重要事項説明書のひな形がHP上に掲載される予定はあるか。	契約書及び重要事項説明書等を市ホームページに掲載する予定はありませんが、契約書及び重要事項説明書については、第1号事業を実施する旨の記載が必要となります。事業の名称は、市ホームページに掲載されている「介護予防・日常生活支援総合事業開始に伴う定款変更等について」(平成28年3月15日付)の通知を参照してください。
17	訪問型サービス	要支援の利用者に対しての再契約は、サービスAへの切り替えの時点でいいのか。	貴見のとおりです。
18	訪問型サービス	細大漏らさずに書き記して契約書を作成するのは、各事業所では限界がある。県で契約書のひな型を示しているように、市で一律の契約書を作ってほしい。	契約書等については、ひな型を示す予定はありません。契約書等に使用する事業名については、定款等と同様「第1号訪問事業」「第1号通所事業」など、事業が分かるものとして下さい。

19	訪問型サービス	サービスAにかかわる定款変更は手続き上、4ヶ月以上の期間を必要としますが、手続き中でも事業の実施は可能か。	定款は、指定申請時の添付書類ですが、申請時に提出できない場合は事前にご相談ください。
20	訪問型サービス	茅ヶ崎市は訪問型サービスの利用者の数を把握していると思うが、現在の総数を教えてほしい。	「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会（平成29年1月16日開催）」資料P15「【参考】総合事業におけるサービス類型ごとの振り分け割合（想定）」に記載のとおりです。ご確認ください。
21	訪問型サービス	今後定期的に、サービスAを実施すると決定した事業所の一覧表を市のホームページ等に掲載していただくことは可能か。	茅ヶ崎市が指定した指定第1号事業者は市ホームページへ掲載します。

通所型サービス

サービス種類	質問	回答
1 通所型サービス	平成29年4月1日からからみなし指定を受けて国基準サービスを提供する予定である。 要支援2の利用者が一日利用（7時間）月4回の利用でも半日利用（3時間）のみで月4回利用でも双方とも同じ389単位×4＝1556単位＋加算/月となるのか。 もし上記通りであった場合、一日利用の利用者を不可とする方針や規定などを作成し、要支援の利用者を半日利用のみにすることは可能か。	通所型サービスは、介護予防通所介護と同様、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを基本に、プログラムや提供時間等について、事業所が定めることができます。
2 通所型サービス	事業対象者についても、通所型サービスA、国基準通所型サービスは利用可能か。	茅ヶ崎市総合事業を利用する場合、国基準型サービス及びサービスAの利用対象者は原則要支援認定を受けた方です。
3 通所型サービス	国基準通所型サービスと通所型サービスAの対象者について。 対象者は要支援認定者であれば国基準通所型サービスは利用可能できるのか。通所型サービスAとの振り分けをする基準などはあるのか。	利用するサービスは、「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会（平成29年1月16日開催）」資料P15「【参考】総合事業におけるサービス類型ごとの振り分け割合（想定）」を目安にケアマネジメントにおいて利用者の状態等に応じたサービスを位置づけます。
4 通所型サービス	午前に通所介護及び国基準通所型サービスを実施し、午後に通所型サービスAを実施した場合は、通所型サービスAは単独型と考えて良いのか。	通所型サービスAの取り扱いについては、原則としてサービスの拠点ごとに行うものとします。通所型サービスAの指定を受ける事業者が指定通所介護、指定介護予防通所介護、指定地域密着型通所介護、指定国基準通所型サービスのいずれかの指定を受け、同一法人により同一の拠点において、当該事業所の設備や備品等を使用し事業を実施する場合は、通所サービスA（一体型）となります。

5	通所型サービス	<p>当事業所は10人定員で実施しているため、看護職員を配置していない。 食堂及び機能訓練室の平米数に余裕があり、人員が確保され、通所型サービスAを提供した際、定員が通所型サービスAの利用者を含めて10人以上となってしまう場合は、看護職員の配置は必要か。</p>	<p>通所介護、地域密着型通所介護及び国基準通所型サービス(指定通所介護という。)と通所型サービスAを一体的に実施する場合の取扱いについては以下のとおりです。</p> <p>・指定通所介護と通所型サービスAを一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、通所型サービスAの利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めない。</p> <p>そのため、通所介護と国基準通所型サービスの利用者が定員10人以内であれば、看護職員の配置は必要ありません。</p> <p>※介護保険最新情報vol.454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」参考</p>
6	通所型サービス	<p>サービス提供時間の短縮時について、国基準やサービスAでの早退や遅刻での請求はどうなるのか。 利用者、事業所都合など含め、送迎なしの利用者が遅れてきた場合や、体調不要や私用等で途中退所の場合などの取扱いはいかがか。 請求の有無・時短や短縮理由での違いや考慮はあるのか。</p>	<p>包括報酬で算定していた場合は、介護予防通所介護と同様の考え方になります。</p> <p>出来高報酬で算定していた場合は、「介護保険最新情報vol.267平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」(平成24年3月16日)より、通所型サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、計画に位置付けられた内容の通所型サービスを行うための標準的な時間によることとされており、サービスのプログラムや個々の利用者によって作成され、当該プログラムに従って単位ごとに効果的に実施される必要があります。</p> <p>例えば、目標を達成できない大幅な短縮は算定できません。</p>
7	通所型サービス	<p>国基準通所型サービスの包括報酬及び出来高について。 例えば支1の方が提供表通り、一日も休まず月4回出席された場合のみ包括報酬となり1回でもお休みされると出来高で算定するのか。</p>	<p>ケアマネジメントで位置づけたサービスが包括報酬の場合は、「平成18年4月改定関係Q&A Vol.2」により、状況変化に応じて、提供回数を適宜変更することとなる報酬区分については、1回休まれたとしても、定額報酬の性格上、途中で変更する必要はありません。</p> <p>ただし、利用者の状況等に変化がある場合は、翌月以降ケアプランの変更を検討してください。</p>
8	通所型サービス	<p>通所型サービスAについては、支1は月4回、支2は月8回、それより多い回数の利用は無報酬という解釈か。</p>	<p>通所型サービスAのⅠは1週に1回程度の通所型サービスAが1月に1回から4回まで、Ⅱは1週に2回程度の通所型サービスAが1回から8回までの出来高報酬です。</p> <p>利用者の状態等に応じて、利用者へ説明を行い、契約をしてサービスを提供してください。</p>
9	通所型サービス	<p>サービス種類の振り分けはどのようにどのくらいの期間を想定しているのか。 国基準通所型を利用していた方が通所型Aへ振り分けられ、国基準のみのサービス提供事業所を退会しなくてはならないケースもありえるか。</p>	<p>利用者の認定及びケアマネジメントの更新時等に当該利用者の状態に応じてケアプランに位置付けることとなります。</p> <p>茅ヶ崎市が指定する指定事業者に対し、第1号事業支給費を支給することができます。</p>
10	通所型サービス	<p>通所型A(一体型)を29年4月指定を受けた際、茅ヶ崎市の利用者はサービスAを利用するのか。国基準型サービスを利用するのか。</p>	<p>利用者の認定及びケアマネジメントの更新時に通所型のサービスが必要とする当該利用者の状態に応じて国基準通所型サービス又は通所型サービスAのいずれかを計画に位置付けます。</p>
11	通所型サービス	<p>振り替えについて、週をまたいでの振替利用は可能か。</p>	<p>アセスメントの結果に応じて、利用者へ説明の上、必要と判断された場合に可能です。</p>
12	通所型サービス	<p>通所型サービスA型と国基準の分けかた(利用者)はどうやって、どのくらいの期間をかけて行うのか。</p>	<p>利用者の認定及びケアマネジメントの更新時等に当該利用者の状態に応じてケアマネジメントの結果で判断されます。</p> <p>また、茅ヶ崎市総合事業への移行は、平成30年3月31日までの間に行います。</p>

13	通所型サービス	2時間でのサービス提供は可能になるのか。	国基準通所型サービスのサービス提供時間は、介護予防通所介護と同趣旨となります。 また、通所型サービスAのサービス提供時間は、原則3時間以上です。ただし、国基準通所型サービスと同時一体的に実施し、機能訓練等加算の要件を満たし、その加算を実施する場合は、2時間以上とします。
14	通所型サービス	国基準通所型サービスは現行の「予防通所介護運動器機能向上加算」や「事業所評価加算」などの加算を取ることができるか。	国基準通所型サービスの加算は介護予防通所介護と同程度としています。 なお、事業所評価加算の取扱いについては、市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。 トップページ > くらし > お年寄り > 介護予防・日常生活支援総合事業について > 指定第1号事業の指定等の手続きについて(事業者向け) > 指定国基準通所型サービスにおける平成29年度の事業所評価加算の取扱いについて
15	通所型サービス	国基準型サービスの加算(一体型で機能訓練指導員の配置をしている)は現行通りと解釈してよいか。 A型一体型の場合はいかがか。 ⇒現在、運動器機能向上加算・事業所評価加算・提供体制強化加算・処遇改善加算 I 取得	国基準通所型サービスの加算は介護予防通所介護と同程度としています。 通所型サービスA(一体型)の費用の額の算定については、「茅ヶ崎市指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」をご確認ください。 トップページ > くらし > お年寄り > 介護予防・日常生活支援総合事業について > 指定第1号事業の指定等の手続きについて(事業者向け) また、サービスコード一覧表については、2月上旬に市ホームページに掲載する予定です。
16	通所型サービス	通所型サービスA型について、加算は月で算定できるのか。	通所型サービスAは出来高報酬ですが、加算については、月ごとに算定する加算と、回数ごとに算定する加算があります。 通所型サービスAの費用の額の算定については「茅ヶ崎市指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」をご確認ください。 トップページ > くらし > お年寄り > 介護予防・日常生活支援総合事業について > 指定第1号事業の指定等の手続きについて(事業者向け) また、サービスコード一覧表については、2月上旬に市ホームページに掲載する予定です。
17	通所型サービス	通所型A一体型は送迎のみの報酬は可能か。	通所型サービスAを提供し、送迎を実施した場合に算定できるものです。
18	通所型サービス	介護予防の指定有効年月日が30年1月末となり、その後総合事業の指定予定がない場合は、申請せずとも30年1月末までは要支援の方の受け入れは可能か。	「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会(平成29年1月16日開催)」資料の「5 第1号事業の指定等の手続きについて⑥」に記載のとおりです。ご確認ください。
19	通所型サービス	「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会(平成29年1月16日開催)」資料P34 10 定款変更について NPOの定款変更は認証を受けるまでに半年ぐらい時間を要するが、総合事業に移行、申請時に定款変更前の介護予防通所介護事業のまま申請できるのか。 みなし指定のまま、認証が出て定款登記が済み次第、総合事業の申請をすれば良いのか。	定款は、指定申請時の添付書類ですが、申請時に提出できない場合は事前にご相談ください。
20	通所型サービス	みなし指定を受けているが、国基準通所型サービスの指定申請は平成30年3月末で行わず提供できるとなっているが、定款の変更のみで、みなしなので契約書関係は変更なしでいいのか。 それでも、出来高の料金体系の追記のみ必要か。	総合事業の実施により介護予防通所介護から提供するサービスが変更となるため、定款のほかに、契約書や重要事項説明書の変更も必要です。
21	通所型サービス	基本チェックリストは開始早々で本当に使えていくのか。 どう広めていくのか。包括ができるのか。事業所が行ってもよいのか(周知活動)	短期集中サービスを利用するために行う基本チェックリストは、地域包括支援センター及び市役所で行います。 また、利用者が指定第1号事業のサービスを利用する場合は、原則要支援認定が必要です。

22	通所型サービス	事業対象者のサービス利用期間はどうか。	ケアマネジメントについては、現在の介護予防支援事業と同等の基準で行います、したがって、目標期間に応じたサービスの利用となります。
23	通所型サービス	機能訓練員に有資格者の配置が必要であるという取り扱いはいかほど厳しいと思うが、こちらの措置は機能訓練等の加算を頂いていない事業所でも緩和策は全く必須となるのか。	機能訓練指導員の人員配置は、通所介護、介護予防通所介護、地域密着型通所介護等現行の介護給付及び予防給付の配置基準です。また、国基準通所型サービスは介護予防通所介護の基準と同等のため留意してください。

介護予防ケアマネジメント

サービス種類	質問	回答
1 居宅介護支援	第1号介護予防支援事業の届出は必要か。	介護予防ケアマネジメントを実施する場合は、介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出が必要です。手続きは居宅介護サービス計画作成依頼書と変わりありませんが、様式が異なります。
2 居宅介護支援	地域包括支援センターと居宅介護支援事業所は、日常生活支援総合事業の委託を受けるときに、新たに委託契約を行うことが必要か。	第1号介護予防支援事業の委託を受ける場合は、地域包括支援センターと新たに契約が必要となります。
3 居宅介護支援	日常生活支援総合事業の委託契約を結ばない場合で、今までの介護予防の委託については継続できるか。	第1号介護予防支援事業の委託を受ける場合は、地域包括支援センターと新たに契約が必要となります。介護予防支援事業については、引き続き実施できます。
4 居宅介護支援	日常生活支援総合事業の委託契約を結ばない状況で、予防通所リハビリなどの介護予防と、訪問介護、通所介護などの日常生活支援総合事業との併用プランの場合、委託を受けることは可能か。	介護予防通所リハビリテーションなど、予防給付と茅ヶ崎市総合事業を併用する場合は、介護予防支援事業となるため、介護予防支援事業の委託として引き続き実施できます。
5 居宅介護支援	日常生活支援総合事業の書式(計画書、チェックリスト、基本情報、評価表等)はどうか。	介護予防ケアマネジメントの様式は「老振発0605第1号(平成27年6月5日)」通知のうち、P19以降に示されている様式を参照してください。
6 居宅介護支援	日常生活支援総合事業の委託を受けた場合の地域包括支援センターへの報告はどのような形になるのか。	介護予防ケアマネジメントの実施手順は介護予防支援と変わりありません。ケアプランの原案を作成した際や、評価を行った際には地域包括支援センターが確認・援助等を行います。
7 居宅介護支援	現在、介護予防では、計画の期間は一年となっており、評価表は、1年に1回になっているが、総合事業ではどうか。	ケアマネジメントは、利用者の身体の状態や生活状況に応じて、ケアプランにより、目標や目標を達成するための期間を定めます。現行と同様、ケアプランに定められた期間の終了時には、目標の達成状況を評価します。
8 居宅介護支援	サービスの振り分けは、ランクA・B・CとJとに分かれると思うが、その判断は主治医意見書なのか、認定調査票なのか。	障害高齢者の日常生活自立度ランクについては、ケアプランにサービスを位置づけるための目安とするものです。利用者の身体の状態や生活状況に応じて総合的に判断してください。
9 居宅介護支援	ケアマネージメントを通じて利用者の状態に合ったサービスへ振り分けるとなると、ランクJ・A・B・Cにとられず振り分けて良いのか。	
10 居宅介護支援	被保険者証の色は変えるか。印字で見きわめるのか。	指定第1号事業の利用者は要支援1・要支援2のため、現在の被保険者証と同じです。短期集中サービス及び認定更新を行わず、地域包括支援センターが一定の手続きをとり、茅ヶ崎市総合事業を継続して利用する場合には、被保険者証の要介護等状態区分の欄に「事業対象者」と印字されます。
11 居宅介護支援	利用している事業所が指定を受けないと利用できなくなるが、利用者は説明会へ行く事もできない人が多いため、制度の説明をしても理解できない人も多いため、現利用者へ市より丁寧な説明をお願いします。	市は、市民説明会、パンフレットの配布及び広報での周知等を実施する予定ですが、現在サービスを利用されている利用者・家族等に対しては、個々に利用サービスが異なるため、地域包括支援センターやケアマネジャー、サービス提供事業者の皆様へ説明や周知等のご協力をお願いします。

12	居宅介護支援	<p>4/1より更新となる利用者が総合事業のみ利用するとなると、あまりに資料がなすすぎる。認定を早く出していただき、指定の事業所はどこか早く公表して欲しい。</p>	<p>平成29年3月31日で認定有効期間が終了する方についての取扱は別途市ホームページに掲載します。 ⇒平成29年2月9日掲載いたしました。 トップページ>くらし>お年寄り>介護予防・日常生活支援総合事業について</p> <p>なお、茅ヶ崎市が指定した指定第1号事業者は市ホームページへ掲載します。</p>
----	--------	--	---

共通

サービス種類	質問	回答
1 共通	請求の流れについては、後日説明会はあるか。	特に予定はしておりません。サービスにおける請求については、現行同様に国保連合会に請求していただきます。請求におけるサービスコード一覧表については、2月上旬に市ホームページに掲載する予定です。
2 共通	サービスコード表はデータ配布されるか。	CSVファイルとして事業者が取り込むためのサービスコード一覧については、2月下旬にホームページに掲載する予定です。
3 共通	先日の説明会の資料30・31ページでA3サービスコード表(例)のサービス内容略称の中に1割・2割があるが、この1割・2割は何を示しているか。	サービスAのサービスコードについては、利用者負担割合に応じて算定するサービスコードが異なりますのでご注意ください。請求におけるサービスコード一覧表については、2月上旬に市ホームページに掲載する予定です。
4 共通	「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業についての説明会(平成29年1月16日開催)」資料 スライド16 ※原則、事業者の指定は市内事業者〜とあるが、特例(市外の指定)はあるのか	サービスAについては、市が研修を実施して担い手を育成し、市内事業所への雇用促進を図るため、市内に所在する事業所に係る指定とすることとしています。ただし、制度開始時に、特定の地域内において事業所がなく、サービスの確保のため必要と認められた当該地域については、指定とすることとしています。
5 共通	茅ヶ崎市在住の方が他市(藤沢市)の国基準を利用している際、利用ができなくなるケースはあるのか。	利用者の認定及びケアマネジメントの更新時等に当該利用者の状態に応じてケアプランに位置付けることとなります。 茅ヶ崎市が指定する指定事業者に対し、第1号事業支給費を支給することができます。
6 共通	藤沢市にあるサービス付き高齢者住宅の利用者を担当している。以前茅ヶ崎市に住んでいた方が、サ高住に転居しても住民票は茅ヶ崎市のままである。今は総合事業が始まっていないため、サービスコードは茅ヶ崎市のもので使っているが、総合事業が始まるとサービスコードは藤沢市のもを使うのか、茅ヶ崎市のもを使うのか。	住民票を動かさない茅ヶ崎市保険者の利用者は、茅ヶ崎市総合事業を利用し、茅ヶ崎市のサービスコードで請求します。
7 共通	育成研修は29年度に何回位を実施する予定なのか。	茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修については、平成28年度は1回開催予定ですが、平成29年度は数回実施する予定です。予定が決まりましたら市ホームページ等でお知らせします。 【平成28年度の研修予定】 日程:平成28年3月18日(土)～20日(月)